

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第15号

静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
	事務の区分	市町		事務の区分	市町
(略)			(略)		
19	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略) (6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮 (7) 法第11条（法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付（一般粉じん発生施設に係るものを除く。） (8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出	沼津市 富士市	19	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略) (6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮 (7) 法第11条（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付（一般粉じん発生施設に係るものを除く。） (8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出	沼津市 富士市

の受付（一般粉じん発生施設に係るものを除く。）

(9)～(29) (略)

(30) 法第18条の18の規定による命令

(31) 法第26条第1項の規定による報告の要求及び立入検査（(1)から(30)までに掲げる事務に係るものに限る。）

(32) 法第27条第3項の規定による通知の受付（一般粉じん発生施設に係るものを除く。）

(33) 法第27条第4項の規定による要請

(34) 法第27条第5項の規定による通知の受付

(35) 法第27条第6項の規

む。）の規定による届出の受付（一般粉じん発生施設に係るものを除く。）

(9)～(29) (略)

(30) 法第18条の19の規定による命令

(31) 法第18条の23第1項の規定による届出の受付

(32) 法第18条の24第1項の規定による届出の受付

(33) 法第18条の25第1項の規定による届出の受付

(34) 法第18条の26の規定による命令

(35) 法第18条の29第1項の規定による勧告

(36) 法第18条の29第2項の規定による命令

(37) 法第26条第1項の規定による報告の要求及び立入検査（(1)から(36)までに掲げる事務に係るものに限る。）

(38) 法第27条第2項の規定による通知の受付（一般粉じん発生施設に係るものを除く。）

(39) 法第27条第3項の規定による要請

(40) 法第27条第4項の規定による通知の受付

(41) 法第27条第5項の規

	定による協議（一般粉じん発生施設に係るものを除く。） <u>(36)～(38)</u> (略)	
20	<p>大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第11条（法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(5) 法第12条第3項（法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(6)～(17) (略)</p>	<p>全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）</p>
20の2	騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）	<p><u>東伊豆町 河津町 南伊豆町</u> 松崎町 函南町</p>

	定による協議（一般粉じん発生施設に係るものを除く。） <u>(42)～(44)</u> (略)	
20	<p>大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第11条（法第17条の13第2項、<u>第18条の13第2項及び第18条の31第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(5) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、<u>第18条の13第2項及び第18条の31第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る届出書の受付</p> <p>(6)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 法第18条の23第1項の規定による届出に係る届出書の受付</u></p> <p><u>(19) 法第18条の24第1項の規定による届出に係る届出書の受付</u></p> <p><u>(20) 法第18条の25第1項の規定による届出に係る届出書の受付</u></p>	<p>全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）</p>
20の2	騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）	<u>全町</u>

	の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	<u>清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町</u>
(略)		
21の2	悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略)	<u>東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町</u>
(略)		
23の2	振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	<u>東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町</u>
(略)		
23の4	環境基本法第16条第2項の地域の指定（同条第1項の騒音に係る類型（航空機の騒音及び新幹線鉄道の列車の騒音に係るものを除く。）に当てはめるものに限る。）	<u>東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町</u>
(略)		
59	老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略)	沼津市 富士市

	の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	
(略)		
21の2	悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略)	<u>全町</u>
(略)		
23の2	振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(4) (略)	<u>全町</u>
(略)		
23の4	環境基本法第16条第2項の地域の指定（同条第1項の騒音に係る類型（航空機の騒音及び新幹線鉄道の列車の騒音に係るものを除く。）に当てはめるものに限る。）	<u>全町</u>
(略)		
59	老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(3) (略) (4) 法第29条第9項の規	沼津市 富士市

	<p>(4) <u>法第29条第9項</u>の規定による報告の要求、質問及び立入検査</p> <p>(5) <u>法第29条第11項</u>の規定による命令</p> <p>(6) <u>法第29条第12項</u>の規定による公示</p>			<p><u>定による報告の受付</u></p> <p>(5) <u>法第29条第10項</u>の規定による公表</p> <p>(6) <u>法第29条第11項</u>の規定による報告の要求、質問及び立入検査</p> <p>(7) <u>法第29条第13項</u>の規定による命令</p> <p>(8) <u>法第29条第14項</u>の規定による命令</p> <p>(9) <u>法第29条第15項</u>の規定による公示</p> <p>(10) <u>法第29条第16項</u>の規定による通知</p> <p>(11) <u>法第29条第17項</u>の規定による援助</p>	
(略)			(略)		
62の5	<p><u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第6条第1項</u>の規定による申請に係る申請書の受付</p> <p>(2) <u>法第10条第1項</u>の規定による申請に係る申請書の受付</p> <p>(3) <u>法第11条第2項</u>の規定による返還の要求に係る医療受給者証の受付</p>	静岡市 浜松市	62の5	削除	

	(4) (1)から(3)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
62の6	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1) 省令第13条第1項の規定による届出に係る届出書の受付 (2) 省令第26条の規定による申請に係る申請書の受付	静岡市 浜松市
(略)		
64の4	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）及び省令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1) (略) (2) 省令第36条の47の規定による認定（省令第1条の33第2項第1号に掲げる者に係るものに限る。）に係る申請書の受付	全市（静岡市及び浜松市を除く。）
(略)		
64の	(略)	

62の6	削除	
(略)		
64の4	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。）及び省令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務 (1) (略) (2) 省令第36条の41第3項の申請書の受付	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 清水町
(略)		
64の	(略)	

6		
64の 7	(略)	
64の 8	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において	静岡市 浜松市

6		
64の 7	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業に限る。）に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第69条第1項の規定による届出の受付</p> <p>(2) 法第69条第2項の規定による届出の受付</p> <p>(3) 法第70条の規定による報告の要求、検査及び調査（検査及び調査にあつては、市町が経営する事業に係るものを除く。）</p> <p>(4) 法第72条第1項の規定による命令</p> <p>(5) 法第72条第2項の規定による命令</p> <p>(6) 法第72条第3項の規定による命令</p>	富士市 藤枝市 伊豆の国市
64の 8	(略)	

「法」という。）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成26年静岡県条例第77号）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務

(1) 法第3条第1項の認定

(2) 法第3条第3項の認定

(3) 法第3条第8項の規定による通知

(4) 法第3条第9項の規定による公示

(5) 法第7条第1項の規定による認定の取消し

(6) 法第7条第3項の規定による認定

(7) 法第8条第1項の規定による協議

(8) 法第29条第1項の規定による届出に係る届出書の受付

(9) 法第30条第1項の規定による報告に係る報告書の受付

(10) 法第30条第2項の報告に係る報告書の受付

(11) (1)から(10)までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務で

	あつて別に規則で定めるもの	
(略)		
99の5	(略)	
99の6	(略)	
99の7	(略)	
(略)		
107	土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する同法第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市

(略)		
99の5	(略)	
99の6	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務（2以上の市町の区域をその実施の場所とする地域経済牽引事業に係るものを除く。） (1) 法第13条第1項の承認 (2) 法第14条第1項の承認 (3) 法第14条第2項の規定による承認の取消し (4) 法第36条第1項の規定による報告の要求	静岡市 浜松市
99の7	(略)	
99の8	(略)	
(略)		
107	土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する同法第5条第6項（同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市

	第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)の承認(準用河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。)	藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 川根本町 森町
(略)		
109	土地改良法の施行に関する同法第5条第6項(同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第88条第6項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)の承認(国道、一級河川又は二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。)	静岡市 浜松市
(略)		
133	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。)の施行に関	静岡市 浜松市 沼津市 富士市

	第87条の2第10項、 <u>第87条の3第7項</u> 、第88条第6項 <u>及び第18項</u> 、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)の承認(準用河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。)	藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 長泉町 吉田町 川根本町 森町
(略)		
109	土地改良法の施行に関する同法第5条第6項(同法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、 <u>第87条の2第10項、第87条の3第7項</u> 、第88条第6項 <u>及び第18項</u> 、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)の承認(国道、一級河川又は二級河川の用に供されている国土交通大臣所管の国有財産に係るものに限る。)	静岡市 浜松市
(略)		
133	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。)の施行に関	静岡市 浜松市 沼津市 富士市

	<p>する次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 政令第25条の4第16項の認定</p> <p>(4) (略)</p>	
134	<p>租税特別措置法施行令 (以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 政令第25条の4第16項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(4) (略)</p>	<p>全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）</p>
(略)		
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)、(27)、(47)、(49)、(50)、(65)、(70)、(83)、(92)から(95)まで、(98)、(101)、(100)から(106)まで、(111)及び(114)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(42) (略)</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>

	<p>する次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 政令第25条の4第17項の認定</p> <p>(4) (略)</p>	
134	<p>租税特別措置法施行令 (以下この項において「政令」という。)及び政令の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 政令第25条の4第17項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(4) (略)</p>	<p>全市町（静岡市、浜松市、沼津市及び富士市を除く。）</p>
(略)		
143	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（(3)から(14)まで、(16)から(23)まで、(26)、(27)、(48)、(50)、(51)、(66)、(71)、(84)、(93)から(96)まで、(99)、(102)、(104)から(106)まで、(112)及び(115)においては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(42) (略)</p> <p>(43) 法第48条第14項ただし書の規定による許可</p>	<p>全市町（法第4条第1項及び第2項の規定により建築主事を置く市町を除く。）</p>

(43)～(106) (略)

(107) 法第87条第2項において準用する法第48条第1項から第13項まで、第51条及び第68条の3第7項に規定する事務に係る申請書の受付

(108) 法第87条第3項において準用する法第48条第1項から第13項まで及び第51条に規定する事務に係る申請書の受付

(109)～(111) (略)

(112) 法第88条第2項において準用する法第3条第1項第3号及び第4号、第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の6第1項第1号及び第2号、第12条第5項(第2号及び第3号を除く。)、第18条第2項、第3項、第16項、第18項並びに第24項第1号及び第2号、第48条第1項から第13項まで、第51条、第68条の3第7項、第87条第2項及び第3項(法第48条第

に係る申請書の受付

(44)～(107) (略)

(108) 法第87条第2項において準用する法第48条第1項から第14項まで、第51条及び第68条の3第7項に規定する事務に係る申請書の受付

(109) 法第87条第3項において準用する法第48条第1項から第14項まで及び第51条に規定する事務に係る申請書の受付

(110)～(112) (略)

(113) 法第88条第2項において準用する法第3条第1項第3号及び第4号、第6条第1項及び第4項、第6条の2第5項及び第6項、第7条第1項及び第5項、第7条の2第3項及び第6項、第7条の6第1項第1号及び第2号、第12条第5項(第2号及び第3号を除く。)、第18条第2項、第3項、第16項、第18項並びに第24項第1号及び第2号、第48条第1項から第14項まで、第51条、第68条の3第7項、第87条第2項及び第3項(法第48条第

	<p>1項から第13項まで及び第51条に係る部分に限る。)並びに第87条の2に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、報告書の受付、中間検査合格証の手交及び中間検査報告書の受付</p> <p><u>(113)</u>～<u>(115)</u> (略)</p> <p><u>(116)</u> (1)から<u>(115)</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>			<p>1項から第14項まで及び第51条に係る部分に限る。)並びに第87条の2に規定する事務に係る申請書の受付、確認済証の手交、確認審査報告書の受付、通知書の手交、検査済証の手交、通知書の受付、完了検査報告書の受付、報告書の受付、中間検査合格証の手交及び中間検査報告書の受付</p> <p><u>(114)</u>～<u>(116)</u> (略)</p> <p><u>(117)</u> (1)から<u>(116)</u>までに掲げる事務のほか法の施行に関する事務のうち施行規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
(略)			(略)		
150 の16	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	三島市 富士宮市 藤枝市 湖西市 牧之原市	150 の16	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。)の施行に関する次に掲げる事務</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	三島市 富士宮市 <u>富士市</u> 藤枝市 湖西市 牧之原市
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に効力を有する知事が行った認可その他の行為又は現に知事に対して行っている認可の申請その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後この条例の規定による改正後の静岡県事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとなる事務に係るものは、施行

日以後においては、当該市の長が行った認可その他の行為又は当該市の長に対して行った認可の申請その他の行為とみなす。